

## 東京都23区26市対象

# 公共施設におけるたばこ対策アンケート調査結果報告書

2004年2月

市民自治井戸端会議

### 目次

はじめに .....	1
(1) アンケート調査の概要 .....	2
(2) アンケート結果の集計と評価の概要 .....	2
(3) 禁煙対策実施状況と評価 .....	3
1. 一覧表 .....	3
2. 施設別評価 .....	4
1) 小学校      中学校 .....	4
2) 役所庁舎 .....	4
3) 図書館 .....	5
4) 体育館・スポーツセンター .....	5
3. まとめ .....	6
1) 対策別評価 .....	6
2) 総合評価ランク別 .....	6
(4) 管理状況の把握度と公開度 .....	7
(5) 回答時期 .....	7
(6) 比較対象外施設について .....	8
参考資料 .....	9

## はじめに

たばこの害については、よく知られている割に日本では喫煙率が高く、特に男性の喫煙率は先進国で最も高くなっています。これは、たばこ対策の遅れが原因と言われていています。欧米では1960年代からたばこ対策に取り組んできたのに対して、日本では90年代後半になってやっと厚生白書にたばこの健康被害が明記されたということですから、30年は遅れています。

ご承知のように、昨年5月21日には、世界保健機関(WHO)総会で、喫煙による健康被害の防止を目指す「たばこ規制枠組み条約」が全会一致で採択されました。喫煙関連の死者が世界で年間500万人近くあり、年々増加傾向にあるからです。条約の前文には「たばこの消費、受動喫煙が死や疾病をもたらすことは科学的に証明されている」と明記され、たばこの害が喫煙者自身と煙を吸われる者にも及ぶこと(受動喫煙)が確認され、健康に関わる世界の潮流は禁煙へと向かっています。

日本でも、一昨年、受動喫煙防止を法的に義務づけた「健康増進法」が成立し、昨年5月1日施行されました。

このような状況で、地方自治法で住民の健康保持に責任を負うことが定められている地方自治体が、その管理施設において、禁煙へ向けてのたばこ対策を立てることは当然の務めでしょう。

住民の身近な公共施設として、小学校や中学校がありますが、保護者や子供たちから職員室のたばこ臭さが何とかならないかという声もあり、こうした教育施設での禁煙実施を推進するためにも、私たち「市民自治井戸端会議」は、まず、実態はどうなっているか自治体が管理する公共施設でのたばこ対策調査を実施することにしました。

調査方法は、実態を比較するために、東京都23区と26市を対象にアンケート調査を行うことにし、1月中旬に依頼文と調査票(添付資料参照)を郵送しました。締切日より遅れた自治体もいくつかありましたが、2月6日までには23区26市すべてから回答が届きました。回収率100%になり、基礎調査としては大変有効なデータとなりました。短期間に、また説明不十分な調査票であったにもかかわらずご協力いただいたことに対して、各自治体担当者に深く感謝いたします。調査票で依頼した内容以上の資料を添付して回答してくださったところもいくつかあり、職員の「やる気」が手にとるように分かり好ましく思いました。

調査結果については、施設毎に表にまとめ、会員で討議の上、評価を行いました。評価の視点は、公共施設の屋内屋外全面禁煙実施を目標に、どれだけ有効な対策がとられているかというものです。「健康増進法」では「分煙」対策が挙げられていますが、行政は率先して住民の健康保持に務めなければならないので、私たちは公共施設では全面禁煙を実施すべきという考えに基づいて行いました。

結果からは、どの自治体もたばこ対策はまだ不十分であることが分かりました。それぞれ、喫煙者に甘い対策にならないよう啓発活動も含めた対策を練っていただきたいと思います。今回は初めての調査でしたが、来年度以降も調査を継続していきたいと考えています。禁煙へ向けて、各自治体の奮起が期待されるところです。

また、住民の方は、この調査結果を活用してお住まいの自治体のたばこ対策をチェックしていただきたいと思います。そして、禁煙促進に向けてのご意見を行政に届けてくださると効果があるのではないかと思います。

市民自治井戸端会議代表

柳田由紀子

2004年2月20日

## (1) アンケート調査の概要

- 調査項目 ..... たばこの禁煙、分煙、その他の対策
- 調査対象 ..... 東京都23区26市
- 対象施設 ..... 当該自治体管理の公共施設
- 調査方法 ..... 調査票1枚に記入し、返信用封筒で返送するかファックスで返信。
- 調査期間 ..... 2004年1月11日に各自治体に調査依頼文と調査票を郵送。  
1月23日締め切りとしたが、最終的に2月6日までに回収。
- 回収率 ..... 100%

## (2) アンケート結果の集計と評価の概要

1. 集計は、調査票の項目毎に行った。
2. 自治体によって該当施設がない施設は、比較評価の対象外とした。  
その結果、評価対象としたのは、小学校、中学校、役所庁舎、図書館、体育館・スポーツセンター(この2つは同種の施設でどちらかを必ず保有していたのでまとめて扱った)の5施設となった。
3. 上記5施設については一覧表にして評価した。評価のランクづけは、禁煙をAランクとし、6～7段階に分け、Aランクの配点を7にした。最後に、5施設の総合点で8段階の総合評価を行った。それぞれにコメントをつけた。
4. 上記5施設以外の評価は、同種の施設をまとめて、記述式でコメントをつけた。
5. 管理状況の把握と住民への情報公開度を評価の対象とした。アンケート調査の回答内容は、自治体によりかなりばらつきがあり、行政運営の向上を図る必要があると考えたからである。
6. アンケートへの回答時期を評価の対象とした。依頼側にとって、期限内に回答が得られるかどうかは重大な関心事であるためだ。

(3)禁煙対策実施状況と評価

1.一覧表

小学校 中学校

ランク	内 容	配点
A	屋内・屋外禁煙	7
A-	屋内・屋外禁煙、一部分煙	6
B	屋内又は屋外いずれか一方禁煙	5
B-	施設により屋内(屋外)禁煙、分煙	4
C	専用部屋で分煙	3
D	清浄機	2
E	換気扇、喫煙場所指定	1
X	不明	0

役所庁舎

ランク	内 容	配点
A	屋内・屋外禁煙	7
B	屋内のみ禁煙	5
C	専用部屋で分煙	3
D	専用部屋と清浄機で分煙	2
E	清浄機・喫煙場所指定	1
X	不明	0

(注) 清浄機については、設置する方が喫煙者に甘い対応になるため、設置している方をランク下にした。

総合評価

総合点	ランク
35	A
30~34	A-
25~29	B
20~24	B-
15~19	C
10~14	C-
5~9	D
0~4	D-

図書館

ランク	内 容	配点
A	屋内・屋外禁煙	7
B	屋内のみ禁煙	5
B-	施設により屋内禁煙、分煙	4
C	専用部屋で分煙	3
D	清浄機	2
E	喫煙場所指定	1
X	不明	0

体育館・スポーツセンター

ランク	内 容	配点
A	屋内・屋外禁煙	7
B	屋内のみ禁煙	5
B-	施設により屋内禁煙、分煙	4
C	専用部屋で分煙	3
D	清浄機	2
E	喫煙場所指定、何もしない	1
X	不明	0

総合点は \_\_\_\_\_ の合計  
オールAだと35点になる。

区 部	小学校	中学校	役所庁舎	図書館	体育館・スポーツセンター	総合点	総合ランク	
千代田区	A-	A-	D	A	B	26	B	
中央区	A	A	C	C	E (H16年度専用部屋設置)	21	B-	
港区	B	B	B	B	B	25	B	
新宿区	E	E	C	B-	B	14	C-	
文京区	B (H16.4から敷地内禁煙)		E (H16年度分煙室設置)		B	21	B-	
台東区	C	C	E	A	E	15	C	
墨田区	A	A	B	A	B	31	A-	
江東区	A-	A-	D	B	B	24	B-	
品川区	B	B	C	B	B	23	B-	
目黒区	X(不明)	X(不明)	D	X(不明)	X(不明)	2	D-	
大田区	A	A	D	B	B	26	B	
世田谷区	B	B	C	B	B	23	B-	
渋谷区	B	B	C (3月までに専用部屋設置)		E (H16年度専用部屋設置)		18	C
中野区	B	B	C	B	B	23	B-	
杉並区	A	A	X(検討中)	X(検討中)	X(検討中)	14	C-	
豊島区	A	A	C	B	B	27	B	
北区	E	E	E	B-	D	9	D	
荒川区	X(敷地内禁煙検討中)		C	B	B	13	C-	
板橋区	D (H16.4から禁煙)		D (H17年度喫煙室整備予定)		D (H16.4から禁煙)	B	13	C-
練馬区	E	E	E	B	B	13	C-	
足立区	A	A	D	B	B	26	B	
葛飾区	B (H16.4から敷地内禁煙)		C	B	B	23	B-	
江戸川区	X(禁煙化に向けて検討中)		D	B-	B-	10	C-	

市 部	小学校	中学校	役所庁舎	図書館	体育館・スポーツセンター	総合点	総合ランク		
八王子市	B	B	B	B	B	25	B		
立川市	A-	A-	B	B	B	27	B		
武蔵野市	E	E	D	B	B	14	C-		
三鷹市	B-	C	C	B	E	16	C		
青梅市	A	A	B	B	B	29	B		
府中市	E	E	X(屋内禁煙決定・実施時期検討中)		B	B	12	C-	
昭島市	A-	B	B(専用部屋設置検討中)		B	B	26	B	
調布市	B-(全面禁煙検討中)		B	B	B	23	B-		
町田市	A	A	C	B-	B	26	B		
小金井市	B	B	B	B	B	25	B		
小平市	A	A	D	B	B	26	B		
日野市	A	A	E	A	D	24	B-		
東村山市	E(受動喫煙対策検討中)		E	B	B	13	C-		
国分寺市	A	A	B	B	B	29	B		
国立市	A	A	E(H16.4から専用部屋3)		B	B	25	B	
西東京市	B-(H16.4から屋内禁煙検討中)		E(H16.4から屋内禁煙検討中)		B	B-(本年4月から屋内禁煙)		18	C
福生市	A	A	D	B	B	26	B		
狛江市	B	B	B	B	B	25	B		
東大和市	E	E	D	B	B	14	C-		
清瀬市	E	E	C	B	B	15	C		
東久留米市	X(不明)	X(不明)	D	X(不明)	X(不明)	2	D-		
武蔵村山市	A	A	B	B	B	29	B		
多摩市	A	A	E	B	E	21	B-		
稲城市	A(H15年度内完全実施)		D	A	B	28	B		
あきる野市	B-	B-	C	B	B	20	B-		
羽村市	C	C	E(H16年度喫煙場所設置)		B	B	17	C	

2.施設別評価

1) 小学校 中学校

ランク A ~ X を3つのグループに分けて評価した。構成比は施設数ではなく実施自治体数の割合である。

- (1) ... 敷地内全面禁煙を実施しているグループで、ランク A の自治体。
- (2) ... 禁煙を実施しているが、屋内・屋外のいずれかであったり、学校により対策が異なっていたりする全面禁煙途上のグループで、ランク A- B- の自治体。
- (3) ... 専用部屋で分煙、清浄機や換気扇を使用、喫煙場所指定などの対策及び不明のグループで、ランク C D E X の自治体。

小学校

	ランク	区部	構成比	市部	構成比	区・市計	構成比
(1)	A	6	26	10	38	16	33
(2)	A-	2	39	2	35	4	37
	B	7		3		10	
	B-	0		4		4	
(3)	C	1	35	1	27	2	31%
	D	1		0		1	
	E	3		5		8	
	X	3		1		4	
計		23	100%	26	100%	49	###

中学校

	ランク	区部	構成比	市部	構成比	区・市計	構成比
(1)	A	6	26	10	38	16	33
(2)	A-	2	39	1	31	3	35
	B	7		4		11	
	B-	0		3		3	
(3)	C	1	35	2	31	3	33%
	D	1		0		1	
	E	3		5		8	
	X	3		1		4	
計		23	100%	26	100%	49	###

- (1) 【中央区、墨田区、大田区、杉並区、豊島区、足立区、青梅市、町田市、小平市、日野市、国分寺市、国立市、福生市、武蔵村山市、多摩市】  
敷地内全面禁煙は、区部が26%、市部が38%で市部の方が禁煙対策が進んでいる。区部はこのグループが一番少なく、逆に市部はこのグループが一番多いことから、市部に比べて区部の禁煙対策に遅れが目立つことが分かる。
- (2) 【千代田区、港区、文京区、江東区、品川区、世田谷区、渋谷区、中野区、葛飾区、八王子市、立川市、三鷹市(小学校)、昭島市、調布市、小金井市、西東京市、狛江市、あきる野市】  
全面禁煙途上グループに属するのは、区部が39%、市部が小学校35%、中学校31%である。区部はこのグループが一番多く、市部では小学校が2番目に多く、中学校は第3グループと同数である。文京区、葛飾区は本年4月から敷地内禁煙実施、調布市も検討中なので、これらの自治体はランクアップが確実である。他の自治体も早急に敷地内禁煙を目指してほしい。
- (3) 【新宿区、台東区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、江戸川区、武蔵野市、三鷹市(中学校)、府中市、東村山市、東大和市、清瀬市、羽村市及び不明の目黒区、東久留米市】  
職員室や校長室等喫煙場所を指定しての分煙でお茶を濁しているのは、区部が35%、市部が小学校27%、中学校31%である。教育施設での喫煙はやめるべきであり、荒川区が敷地内禁煙を検討しているように、他の自治体も早急に全面禁煙に向けて検討を始めてほしい。

2) 役所庁舎

ランク A ~ X を3つのグループに分けて評価した。構成比は施設数ではなく実施自治体数の割合である。

- (1) ... 敷地内全面禁煙を実施しているグループで、ランク A の自治体。
- (2) ... 屋内のみ禁煙で、ランク B の自治体。
- (3) ... 専用部屋で分煙、専用部屋と清浄機で分煙、清浄機・喫煙場所指定及び不明のグループで、ランク C D E X の自治体。

役所庁舎

	ランク	区部	構成比	市部	構成比	区・市計	構成比
(1)	A	0	0	0	0	0	0
(2)	B	2	9	9	35	11	22
(3)	C	9	91	4	65	13	78
	D	7		6		13	
	E	4		6		10	
	X	1		1		2	
計		23	100%	26	100%	49	100%

- (1) 【なし】  
屋外まで禁煙にしている自治体は全くない。屋内禁煙の場合に、バルコニー等屋外に喫煙場所を指定したり、玄関に灰皿を置くケースがいくつか見られる程度で、ほとんどの自治体は何も対策を立てていない。屋外でのポイ捨てを禁止するか、過渡的に玄関に灰皿を置くなどの対策を立てるべきではなかろうか。
- (2) 【港区、墨田区、八王子市、立川市、青梅市、昭島市、調布市、小金井市、国分寺市、狛江市、武蔵村山市】  
屋内禁煙は、区部が9%、市部が35%である。区部の役所庁舎内禁煙は港区と墨田区の2区のみで非常に少なく、禁煙対策が遅れている。市部は9市、全体の3分の1強が屋内禁煙を実施しており、区部より対策が進んでいる。しかし、昭島市のように屋内禁煙でありながら、専用部屋設置を検討中というのは後退ではないだろうか。
- (3) 【千代田区、中央区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、武蔵野市、三鷹市、町田市、小平市、日野市、東村山市、国立市、西東京市、福生市、東大和市、清瀬市、東久留米市、多摩市、稲城市、あきる野市、羽村市及び不明の杉並区、府中市】  
分煙は区部が91%、市部が65%で、区部は専用部屋を使った分煙が多い。また、D、Eランクのところまで来年度専用部屋

設置予定が2区3市ある。しかし、健康を害する行為を許容する施設を税金で整備することは筋違いである。行政の中心施設である庁舎は、住民に対してお手本となるべきところだから、今後は、屋内禁煙を目指す府中市や西東京市のような方向で進んでほしい。その方が経費もかからない。

### 3) 図書館

ランク A ~ X を3つのグループに分けて評価した。構成比は施設数ではなく実施自治体数の割合である。

- (1) ... 敷地内全面禁煙を実施しているグループで、ランク A の自治体。
- (2) ... 屋内のみ禁煙及び施設により屋内禁煙又は分煙のグループで、ランク B B- の自治体。
- (3) ... 専用部屋で分煙又は清浄機、喫煙場所指定及び不明のグループで、ランク C D E X の自治体。

#### 図書館

	ランク	区部	構成比	市部	構成比	区・市計	構成比
(1)	A	3	13	2	8	5	10
(2)	B	12	70	22	88	34	80
	B-	4		1		5	
(3)	C	1	17	0	4	1	10
	D	1		0		1	
	E	0		0		0	
	X	2		1		3	
計		23	100%	26	100%	49	100%

#### (1) 【千代田区、台東区、墨田区、日野市、稲城市】

敷地内全面禁煙は、区部が13%、市部が8%でやや区部の方が多い。

#### (2) 【港区、新宿区、文京区、江東区、品川区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、豊島区、北区、荒川区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、町田市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、西東京市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、武蔵村山市、多摩市、あきる野市、羽村市】

屋内のみ禁煙（施設により一部分煙）は区部が70%、市部が88%である。図書館の屋内禁煙はかなり進んでいることが分かる。市部は、施設により禁煙と分煙に分かれるところが1市あるのみで、不明1市を除けば屋内はほぼ全て禁煙となり、対策が進んでいる。

#### (3) 【中央区、板橋区、及び不明の目黒区、杉並区、東久留米市】

不明以外の2区のうち、板橋区は本年4月から禁煙になる。中央区のみ専用部屋で分煙となるので、屋内禁煙に切り替えてほしい。

### 4) 体育館・スポーツセンター

ランク A ~ X を3つのグループに分けて評価した。構成比は施設数ではなく実施自治体数の割合である。

- (1) ... 敷地内全面禁煙を実施しているグループで、ランク A の自治体。
- (2) ... 屋内のみ禁煙及び施設により屋内禁煙又は分煙のグループで、ランク B B- の自治体。
- (3) ... 専用部屋で分煙又は清浄機、喫煙場所指定及び不明のグループで、ランク C D E X の自治体。

#### 体育館・スポーツセンター

	ランク	区部	構成比	市部	構成比	区・市計	構成比
(1)	A	0	0	0	0	0	0
(2)	B	16	74	21	85	37	80
	B-	1		1		2	
(3)	C	0	26	0	15	0	20
	D	1		1		2	
	E	3		2		5	
	X	2		1		3	
計		23	100%	26	100%	49	100%

#### (1) 【なし】

敷地内全面禁煙を実施しているところは、役所庁舎と同様に全くない。スポーツ関連施設は健康に関わる施設であるから、屋外も禁煙にすべきである。

#### (2) 【千代田区、港区、新宿区、文京区、墨田区、江東区、品川区、大田区、世田谷区、中野区、豊島区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、西東京市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、武蔵村山市、稲城市、あきる野市、羽村市】

屋内のみ禁煙は、区部が74%、市部が85%であり、市部の方が禁煙対策が進んでいる。

(3) 【中央区、台東区、渋谷区、北区、三鷹市、日野市、多摩市及び不明の目黒区、杉並区、東久留米市】

分煙等は、区部が26%、市部が15%である。このうち、2区が来年度専用部屋設置となっているが、禁煙の方向で再検討してほしい。

### 3.まとめ

#### 1)対策別評価

前記3つのグループ別に、23区と26市の合計49自治体の実施状況を評価した。構成比は自治体数の割合である。

	ランク	小学校		中学校		役所庁舎		図書館		体育館等		構成比・単位%
		区・市計	構成比									
(1)	A	16	33	16	33	0	0	5	10	0	0	全面禁煙
(2)	A-											屋内又は屋外の禁煙等
	B											
	B-	18	37	17	35	11	22	39	80	39	80	
(3)	C											分煙・不明
	D											
	E											
	X	15	31	16	33	38	78	5	10	10	20	
計		49	101	49	101	49	100	49	100	49	100	

- (1) 屋内・屋外ともに全面禁煙している施設は、小学校・中学校が33%、図書館が10%にとどまり、役所庁舎と体育館・スポーツセンターは皆無だった。教育施設については、教職員や職員室がたばこ臭いのは教育上良くないので、早急に敷地内禁煙を実施してほしい。その他の施設特に、役所庁舎や体育館等は、学校のように塀や柵等で敷地境界が仕切られていないところが多いため、屋外禁煙を実施していないものと思われる。また、図書館は他の施設と合築されている場合もあることから、図書館としては建物内禁煙としか回答しなかったことも想定できる。しかし、独立して建てられている図書館及び役所庁舎、体育館等については、不特定多数が利用する場所であるから、行政が屋外禁煙をも実施することで健康増進の範を垂れる必要がある。
- (2) 屋内禁煙については、図書館、体育館がともに80%と高実施率になっている。逆に役所庁舎は、22%と低実施率である。小学校・中学校は30%台後半で、屋内のみとか屋外のみとか対策が中途半端である。学校長の判断に任せているため施設により禁煙と分煙に分かれているところもあるが、施設管理の面からきちんと禁煙に統一すべきである。多くの自治体は役所庁舎の屋内禁煙を目指すべきである。
- (3) 専用部屋設置で分煙、清浄機や換気扇使用、喫煙場所指定等は、役所庁舎が78%と高率である。庁舎が最も喫煙者に甘い施設である。来庁者向けというより、長時間勤務する職員の喫煙に対して甘くなっているのではないかと思われる。行政内部での啓発活動を行い、屋内禁煙を実施すべきである。

#### 2 総合評価 ( の合計 )ランク別

各施設のランク点 ( A = 7 A - = 6 B = 5 B - = 4 C = 3 D = 2 E = 1 X = 0 ) を合計し、総合点を5点きざみでランクづけした。オールAは35点になり、それを総合ランクAとした。

ランク	A	A-	B	B-	C	C-	D	D-
総合点	35	34~30	29~25	24~20	19~15	14~	9~5	4~0
区・市名		墨田区	千代田区 港区 大田区 豊島区 練馬区 足立区 八王子市 立川市 青梅市 昭島市 町田市 小金井市 小平市 東村山市 国分寺市 国立市 福生市 狛江市 武蔵村山市 稲城市	中央区 文京区 江東区 品川区 世田谷区 中野区 葛飾区 調布市 日野市 多摩市 あきる野市	台東区 渋谷区 三鷹市 西東京市 清瀬市 羽村市	新宿区 杉並区 荒川区 板橋区 練馬区 江戸川区 武蔵野市 府中市 東村山市 東大和市	北区	目黒区 東久留米市
合計数	0	1	20	9	6	10	1	2

Aランクの区・市はなく、総合点30点以上のA-ランクに入ったが墨田区(31点)一つであった。小・中学校、図書館が敷地内禁煙、庁舎と体育館等が屋内禁煙を実施しており、残る課題は外部との境界があまり意識されない庁舎等の屋外である。

最も多かったのはBランクで20区・市、約40%。B-を加えると全体の約60%になる。まず、墨田区レベルを目指して、対策を立ててほしい。

C~Dランクの区・市が約35%ある。このうち、荒川区、板橋区、江戸川区、西東京市は検討中の対策が実施されればBないしB-までランクアップが確実である。その他の区・市は早急に対策を立てるべきであろう。

目黒区と東久留米市は、役所庁舎の状況しか把握していなかったため最低ランクとなった。早急に実態調査を行い、禁煙対策を立てる必要があるだろう。

(4)管理状況の把握度と公開度

ランク	内 容	区部	市部	区 市計	構成比
A	管理施設の状況を把握し、実態や対策を積極的に公開している。	4	12	16	33
A-	管理施設の状況を把握し、実態や対策を公開している。	10	9	19	39
B	状況を概ね把握している。	6	3	9	18
C	状況を把握しているが、検討中の施設について実態を公開していない。	2	1	3	6
D	一部の施設の実態しか把握していない。	1	1	2	4

区 部	ランク
千代田区	B
中央区	B
港区	A-
新宿区	B
文京区	B
台東区	A-
墨田区	A-
江東区	A-
品川区	A
目黒区	D
大田区	A
世田谷区	A-
渋谷区	A-
中野区	A-
杉並区	C
豊島区	A-
北区	A
荒川区	C
板橋区	A-
練馬区	B
足立区	A-
葛飾区	A
江戸川区	B

市 部	ランク
八王子市	A-
立川市	A-
武蔵野市	A
三鷹市	B
青梅市	A
府中市	B
昭島市	A
調布市	A
町田市	A
小金井市	A-
小平市	A
日野市	A
東村山市	A
国分寺市	B
国立市	A
西東京市	A-
福生市	C
狛江市	A-
東大和市	A-
清瀬市	A-
東久留米市	D
武蔵村山市	A-
多摩市	A
稲城市	A-
あきる野市	A
羽村市	A

管理施設の状況を把握しているのは96%であった。回答部署は区部では総務部・政策経営部・企画部等が70%、保健所・保健福祉部等が30%。市部では総務部が85%、保健福祉部等が15%であった。総務系であれ保健系であれ、全庁的に対策をきちんと立てていくことが望ましい。

目黒区と東久留米市は、役所庁舎のみの回答であり、施設全体を把握していなかった。このような状態では、対策の検討も行っていないと思われる。区民・市民のために、早急に取り組むべきだろう。

実態の公開度は、北区と武蔵野市がダントツであった。北区は291施設について、武蔵野市は99施設について禁煙・分煙・分煙場所等独自に調査集計した一覧表を資料として添付してくれた。把握度はほぼ完璧といえる。特Aの両自治体に対しては、禁煙施設の増加を期待したい。他に独自調査資料添付は東村山市。

その他Aランクの自治体は、条例や基本方針を添付してくれた品川区、大田区、詳細な施設数を記入してくれた葛飾区等13であった。

(5)回答時期

ランク	内容
A	期限内
B	遅延 1週間以内
C	遅延 2週間以内
D	無回答

区 部	ランク
千代田区	A
中央区	C
港区	A
新宿区	A
文京区	A
台東区	A
墨田区	C
江東区	C
品川区	A
目黒区	A
大田区	A
世田谷区	C
渋谷区	A
中野区	A
杉並区	A
豊島区	A
北区	B
荒川区	A
板橋区	A
練馬区	A
足立区	A
葛飾区	A
江戸川区	A

市 部	ランク
八王子市	A
立川市	A
武蔵野市	C
三鷹市	A
青梅市	A
府中市	A
昭島市	A
調布市	A
町田市	B
小金井市	A
小平市	A
日野市	A
東村山市	A
国分寺市	A
国立市	A
西東京市	C
福生市	A
狛江市	A
東大和市	A
清瀬市	A
東久留米市	A
武蔵村山市	A
多摩市	A
稲城市	A
あきる野市	A
羽村市	B

49区・市中40区・市が期限内に回答してくれた。初めての調査で、どの位回収できるか不安であったが、8割強の自治体がきちんと期日を守って協力してくれたことを評価したい。

遅れた自治体に対しては、電話で督促させていただいたが、最終的に全てから回答が届いた結果、回収率100%となった。担当職員の協力に感謝したい。

## (6)比較対象外施設について

### < 保育園・幼稚園 >

敷地内全面禁煙は、保育園について、23区中12区（過半数の施設が実施1区を含む）、25市中9市で、それぞれ52%、36%であった。幼稚園については、23区中10区、市部は6市中3市で、それぞれ43%、50%であった。

保育園・幼稚園は、施設を利用する主対象が子どもである。敷地内全面禁煙実施率を比較すると、同じく子どもが施設利用の主対象である小・中学校と比べて、23区の実施率は2倍になっている。小・中学校については、たばこ対策として一番低いランクとした「喫煙場所の指定」に該当した練馬区、新宿区が、保育園（練馬区は幼稚園についても）については、敷地内全面禁煙を実施、また、小・中学校では、中間のランクである「屋内（屋外）どちらかのみ禁煙」に該当した品川区、中野区、そして調査時点では、「禁煙に向けて検討中」の江戸川区が、保育園では、敷地内全面禁煙を実施（江戸川は53施設中32施設が全面禁煙、残りは分煙）し、実施率を押し上げている。市部の保育園は小・中学校よりやや高い実施率にとどまり、区部と比較して、低年齢の子どもに対する配慮が欠けているように見受けられる。

たばこの与える影響は、すでに成人となった大人より、免疫力が弱く、成長期にある子どもたちへの影響の方が大きい。一部自治体で、「喫煙スペース」、また「通常は禁煙だが、イベント時場所指定」との記載があるが、利用主体が幼児であることが忘れられている。早急な敷地内全面禁煙と喫煙者である親も含めた啓発活動の実施が望まれる。

### < 公民館・集会所・コミュニティセンター・区(市)民センター・社会教育センター等の施設 >

地域住民の学習活動・文化活動施設については、敷地内全面禁煙は、千代田区の区民館と社会教育会館、稲城市の公民館のみであった。

いくつかの自治体で、「何もしない」、「利用する市民の判断に任せている」、「地域市民の話し合いに」、「共用部分は禁煙、予約室は利用者全員同意・判断」等の回答があった。自治体が直接管理運営をするのではなく、地域あるいは利用市民に管理運営を任せている事が多いためであろうか、強制力を持つ方法を取りにくいのかもしれない。しかし、市民の健康を守る責任を有し、法の趣旨からも健康増進法の実施主体として積極的な施策を取ることが求められているはずの自治体としては、責任放棄と見なされかねない回答である。

立地条件等、その施設によっては自治体が管理する空間の多少もあろうことを考慮して、敷地内全面禁煙実施までいかないまでも、「屋内は禁煙」を実施するよう、地域あるいは利用市民への啓発活動を強力に進めることが求められる。

### < 福祉会館・福祉作業所等の施設 >

福祉関連施設については、千代田区と福生市の福祉作業所、調布市の福祉会館のみが敷地内全面禁であった。

これらの施設はいずれも自治体が直接管理運営しているためであろう、「何もしない」との回答はなかった。しかし、前記学習・文化活動施設と比べて、「喫煙スペース」、「喫煙場所指定」あるいは「専用部屋」等、たばこ対策としては、むしろ後向きと思われる対応が目立つ。高齢者の利用が多い福祉関連施設は、たばこが市民の嗜好品として日常生活に深く入り込んできた経過もあり、高齢者の「楽しみ」を奪うことになるのではないかと躊躇、また「障害」者が利用主体である福祉関連施設は、「差別」によるストレスの解消策（？）としての「たばこ」を奪うのはという躊躇が、そうしたゆがんだたばこ対策をとらせているのではないだろうか。

健康増進法が施行されたのは、たばこによる健康への害が看過できないとの認識に立ってのこと、自治体としては、高齢者あるいは「障害」者が、「たばこ」という健康を害するものでも「心を癒すものであるから大目に見よう」ことがないような状況を作ることこそが求められている。高齢者あるいは「障害」者が利用主体であるから他の公共施設とは異なる「配慮」をすることが、差別等を温存することになり、自治体の姿勢が問われる。他の公共施設同様、全面禁煙実施に向けての啓発と理解を求める努力が必要である。

#### < 文化会館・文化センター・公会堂等の施設 >

文化関連施設については、区部・市部いずれにも敷地内全面禁煙を実施しているところはない。

施設を持つ20区、21市中、「屋内全面禁煙」は10区、17市であり、対応の違いが目立つ。

福祉関連施設と比べると、「喫煙スペース」等の対応は少ない。ただ、出演者に配慮してか、「楽屋以外禁煙」といった対応が見られる。しかし、健康増進法の趣旨、また出演者には大人と混じて子どももいる場合も少なくないことから、自治体として、楽屋を例外扱いする配慮は不要である。

#### < 公道 条例等 >

千代田区の「指定場所以外禁煙」が反則金付で実施され、マスコミの話題に上ったが、区部は、努力義務程度ではあるものの「ポイ捨て禁止」等の対応規則が11区にある。一方市部で何らかの対策を講じているのは4市にとどまり、無回答、「何もしない」との回答が目立つ。

公道という管理責任主体が複雑で、また当該自治体外の不特定多数の市民が利用主体という場所・空間という難しさは十分理解できるが、同様の状況にある交通機関の駅周辺、あるいは地下通路でも屋内全面禁煙が実施され、特に利用者とのトラブルはないようである。実施主体の熱意と実施に当たっての事情説明を含めた丁寧なPRが要である。

たばこ対策についての取り組みは、まず各自自治体が、地域住民の健康を守る責任主体として、健康増進法の趣旨を踏まえた基本方針を策定し、その方針を実効性のあるものにするための条例化により、強力なものとなる。環境と地域住民の健康との因果関係が明白なたばこ対策を期に、地域住民の健康を守り増進する施策の取り組みを積極的にすすめてもらいたい。

資料

2004年1月11日

東京都23区長及び26市長 殿

市民自治井戸端会議

代表 柳田由紀子

202-0022 西東京市柳沢1-4-18

T&F 0424-61-3246

### 公共施設におけるたばこ対策アンケート調査のお願い

ご清祥のことと存じます。

私共は、市民の立場で行政のあり方について調査・学習・働きかけ等を行っている市民団体です。本日は、たばこに関するアンケート調査へのご協力をお願い致したく、調査票を送らせていただきました。

今日、「健康」は人々の大きな関心事となっています。健康維持のためには、住民自身が適切な健康管理を行うとともに、自治体としても、住民の生活環境を整備する必要があります。たばこについては、癌で死亡する男性の3割はたばこが原因と言われているように、健康への害が指摘されています。アメリカでは1960年代からたばこ対策が取られ、90年代になり成果が表れ始めたということですが、日本では対策が遅れ、ご承知のように昨年5月、やっと「受動喫煙防止」を義務付けた健康増進法が施行されました。法施行を契機に、貴職におかれましても、たばこ対策を検討なさったのではないかと思います。

そこで、都内の区部・市部の各自治体では具体的にどのようなたばこ対策を行っているか、当該自治体が管理する公共施設における禁煙対策を調査することにいたしました。ご多忙とは存じますが、健康に関わることですのでご協力をお願いいたします。なお、回答結果は、たばこ対策の促進及び前進を図るために公表します。

#### 記

- 調査項目 : たばこの禁煙、分煙、その他の対策  
調査対象施設 : 自治体管理の公共施設  
回答期限 : 1月23日(金)  
回答方法 : 別紙「調査票」にご記入の上、返信用封筒にて郵送もしくは、ファックスで送信  
その他 : 記入欄が不足する場合やご意見等は、お手数でもお手持ちの用紙で付け加えてください。

# 公共施設におけるたばこ対策調査票

回答期限 04年1月23日(金)

ファックスの場合は送り状なしで本票を 0424- 61- 3246 にご送信ください。

該当する箇所に をつけてください。

その他・検討中の場合は具体的にお書きください。

同種の施設でも個別に異なる場合は施設名と対応をご記入ください。

項目外の施設は下の空欄に施設名と対応をご記入ください。

(市民自治井戸端会議調査)

施設名	全面禁煙 建物内外	分 煙			何もしない	検 討 中
		専用部屋	清浄機	その他の方法		
保育園	内					
	外					
幼稚園	内					
	外					
小学校	内					
	外					
中学校	内					
	外					
役所庁舎	内					
	外					
出張所	内					
	外					
図書館	内					
	外					
公民館	内					
	外					
集会所	内					
	外					
コミュニティセンター	内					
	外					
地区会館	内					
	外					
福祉会館	内					
	外					
福祉作業所	内					
	外					
社会教育会館	内					
	外					
市民会館	内					
	外					
文化会館	内					
	外					
体育館	内					
	外					
スポーツセンター	内					
	外					
公会堂	内					
	外					
	内					
	外					
	内					
	外					
	内					
	外					
公道						

ご協力ありがとうございました。

お手数ですが、以下につきご記入の上、ご返送またはご返信くださいますようお願いいたします。

ご担当者名( )連絡先電話( )ファックス( )  
 ( )区・市( )部( )課( )係